



# 鳥取県公報

平成 22 年 4 月 20 日 (火)  
第 8 1 8 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	身体障害者福祉法による医師の指定 (248) (障がい福祉課) . . . . . 2
	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (249) (〃) . . . . . 2
	基本測量の実施 (250) (技術企画課) . . . . . 2
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (251) (会計指導課) . . . . . 3
	土地改良区の役員の就退任 (252) (東部総合事務所農林局) . . . . . 3
	土地改良事業の工事の完了 (253) (〃) . . . . . 4
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (254) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
	土地改良区の役員の就退任 (255) (中部総合事務所農林局) . . . . . 4
	土地改良区の役員の退任 (256) (〃) . . . . . 5
	指定居宅サービス事業者の指定 (257) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (258) (〃) . . . . . 6
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (21) . . . . . 6
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (9) (教育総務課) . . . . . 6
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出 (景観まちづくり課) . . . . . 7
	警備業法に基づく検定の実施 (2件) (警察本部生活安全企画課) . . . . . 7
	警備業務に係る検定合格者審査の実施 (〃) . . . . . 10
◇ 調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) . . . . . 11
	落札者の決定 (警察本部会計課) . . . . . 12

# 告 示

## 鳥取県告示第248号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
循環器内科	心臓機能障害	足立 正光	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障害、 腎臓機能障害	松本 真由子	〃
消化器外科	小腸機能障害、ぼうこう又 は直腸機能障害	蘆田 啓吾	〃
内科	肝臓機能障害	秋藤 洋一	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
〃	〃	万代 真理	〃
〃	〃	尾崎 隆之	岩美郡岩美町大字浦富1029-2 岩美町国民健康保険岩美病院

## 鳥取県告示第249号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成22年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医 療の種類	指定年月日
鳥取医療生活協同組 合 組合長理事 山 上 英明	鳥取市末広温泉町 566	せいきょう訪問看護ス テーションすずらん	鳥取市末広温泉町 203	育成医療 更生医療	平成 22 年 4 月 1 日
株式会社中国ファーマ シー 代表取締役 金 子 昌司	広島県広島市西区商 工センター六丁目 1- 11	日南薬局	日野郡日南町生山字 塚ノ向 506-11	育成医療 更生医療 精神通院医療	〃

## 鳥取県告示第250号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（地理識別子整備業務）
- 2 作業期間 平成22年3月26日から同年10月29日まで
- 3 作業地域 鳥取市

**鳥取県告示第251号**

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成22年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住所	名称
平成22年4月1日	倉吉市海田東町112	JAM神鋼JFE機器労働組合

**鳥取県告示第252号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり気高町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年4月20日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

## 退任した役員の氏名及び住所

- |     |         |                |
|-----|---------|----------------|
| 理 事 | 山 根 正 雄 | 鳥取市気高町上光526    |
| 〃   | 竹 田 喬   | 鳥取市気高町下石131    |
| 〃   | 松 本 一 師 | 鳥取市気高町常松209    |
| 〃   | 三 沢 信 伸 | 鳥取市気高町山宮272-3  |
| 〃   | 山 下 泰 之 | 鳥取市気高町下坂本272   |
| 〃   | 中 原 睦 夫 | 鳥取市気高町土居98     |
| 〃   | 森 本 善 博 | 鳥取市気高町日光451    |
| 〃   | 三 谷 正   | 鳥取市鹿野町小別所220   |
| 〃   | 山 下 義 信 | 鳥取市気高町会下65     |
| 〃   | 田 中 末 雄 | 鳥取市気高町八束水1244  |
| 監 事 | 安 岡 大 次 | 鳥取市気高町下光元644-1 |
| 〃   | 箕 原 照 夫 | 鳥取市気高町八束水678   |
| 〃   | 久 野 忠 昭 | 鳥取市気高町郡家207    |

平成22年3月31日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

- |     |         |             |
|-----|---------|-------------|
| 理 事 | 森 本 善 博 | 鳥取市気高町日光451 |
| 〃   | 嶋 澤 幹 雄 | 鳥取市気高町山宮31  |
| 〃   | 山 中 博 昭 | 鳥取市気高町重高89  |

〃	浜 辺 信 康	鳥取市気高町八束水667
〃	村 上 勲	鳥取市気高町富吉389-2
〃	山 下 泰 之	鳥取市気高町下坂本272
〃	岡 田 美喜雄	鳥取市気高町上光182-1
〃	井 伊 義 明	鳥取市鹿野町小別所69
〃	梅 実 一 登	鳥取市気高町飯里123
〃	山 下 義 信	鳥取市気高町会下65
監 事	山 根 次 善	鳥取市気高町上原385
〃	山 崎 博 之	鳥取市気高町下原105
〃	松 本 隆 寿	鳥取市気高町下光元414

平成22年4月1日就任 任期4年

**鳥取県告示第253号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年4月20日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
鳥取市	村づくり交付金事業 大和地区 農業用排水	平成22年3月26日

**鳥取県告示第254号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年4月20日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人 倉吉市社会福祉協議会	倉吉市葵町 717-3	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会 障害者自立支援居宅介護等事業所	倉吉市葵町717-3	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	平成22年4月1日

**鳥取県告示第255号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり若土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年4月20日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事 米 田 收 倉吉市鴨河内1010  
" 佐 治 要 倉吉市鴨河内381-1  
" 米 田 健 二 倉吉市鴨河内1008  
" 西 村 達 夫 倉吉市鴨河内1101-9  
" 岡 本 洋 介 倉吉市鴨河内1105-1  
" 米 田 恒 和 倉吉市鴨河内901  
" 山 本 正 雄 倉吉市鴨河内451  
監 事 西 村 進 倉吉市鴨河内464-1  
" 米 田 家 嗣 倉吉市鴨河内1019  
" 黒 川 和 倉吉市鴨河内1228

平成22年4月9日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事 岡 本 洋 介 倉吉市鴨河内1105-1  
" 西 村 達 夫 倉吉市鴨河内1101-9  
" 佐 治 要 倉吉市鴨河内381-1  
" 山 本 正 雄 倉吉市鴨河内451  
" 米 田 健 二 倉吉市鴨河内1008  
" 米 田 收 倉吉市鴨河内1010  
" 米 田 恒 和 倉吉市鴨河内901  
監 事 黒 川 和 倉吉市鴨河内1228  
" 若 本 郁 夫 倉吉市鴨河内378  
" 米 田 家 嗣 倉吉市鴨河内1019

平成22年4月10日就任 任期4年

---

**鳥取県告示第256号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年4月20日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事 福 光 克 己 東伯郡北栄町大島749  
平成22年3月7日退任

---

**鳥取県告示第257号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年4月20日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人真誠会	通所介護真誠会ローズガーデン	米子市富士見町6-6	平成22年4月15日	通所介護

### 鳥取県告示第258号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年4月20日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人真誠会	通所介護真誠会ローズガーデン	米子市富士見町6-6	平成22年4月15日	介護予防通所介護

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第21号

平成22年第4回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成22年4月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成22年4月23日（金） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 琴浦町長選挙に係る審査申立てに関する審理について
  - (2) その他

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第9号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成22年4月20日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

- 1 日時 平成22年4月22日（木）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 平成22年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について
  - (2) その他

---

## 公 告

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成22年4月21日から同年6月21日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び中部総合事務所県民局（倉吉市東巖城町2）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成22年6月21日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義  
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6-10
- 2 大規模集客施設の名称  
ホームプラザナフコ倉吉北店
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地  
倉吉市河北町128-1
- 4 大規模集客施設の用途  
物販店舗
- 5 大規模集客施設の総床面積  
4,986平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日  
平成22年8月下旬

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成22年4月20日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
貴重品運搬警備業務 2級

## 2 実施日時

## (1) 学科試験

平成22年7月30日（金）午前9時30分から午前11時まで

## (2) 実技試験

平成22年10月2日（土）午前8時30分から午後5時まで

## 3 実施場所

## (1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

## (2) 実技試験

広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター

## 4 受検定員

5名程度

## 5 検定の内容

## (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

## 7 検定申請書の受付期間

平成22年6月28日（月）から同年7月2日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで

## 8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

## (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

## (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

## 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

## (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面

## (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

## (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

## 10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

## 11 その他



- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成22年4月20日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
空港保安警備業務 2級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験  
平成22年7月30日（金）午前9時30分から午前11時まで
  - (2) 実技試験  
平成22年9月11日（土）午前8時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
  - (1) 学科試験  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
  - (2) 実技試験  
広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員  
5名程度
- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 乗客等の接遇に関すること。
    - エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
    - オ 空港に関すること。
    - カ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 乗客等の接遇に関すること。
    - イ 手荷物等検査に関すること。
    - ウ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間  
平成22年6月28日（月）から同年7月2日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 8 検定申請書の提出先等  
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中でであっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
  - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
- 検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
  - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
  - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
- 検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
  - (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
  - (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
  - (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

---

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成22年4月20日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

- 1 審査に係る警備業務の種別及び級

  - (1) 空港保安警備業務 1級及び2級
  - (2) 施設警備業務 1級及び2級
  - (3) 交通誘導警備業務 1級及び2級
  - (4) 貴重品運搬警備業務 1級及び2級

- 2 実施日時

平成22年6月2日（水）午前9時から正午まで

- 3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎 5階大会議室

- 4 審査の方法

審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験とする。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

- 5 審査の対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

  - (1) 空港保安警備業務（1級）

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備業務に係る1級に合格した者

(2) 施設警備業務（1級）

旧検定の常駐警備業務に係る1級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務（1級）

旧検定の交通誘導警備業務に係る1級に合格した者

(4) 貴重品運搬警備業務（1級）

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級に合格した者

(5) 空港保安警備業務（2級）

旧検定の空港保安警備業務に係る1級又は2級に合格した者

(6) 施設警備業務（2級）

旧検定の常駐警備業務に係る1級又は2級に合格した者

(7) 交通誘導警備業務（2級）

旧検定の交通誘導警備業務に係る1級又は2級に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務（2級）

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級に合格した者

6 審査申請の受付期間

平成22年5月17日（月）から同月21日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

7 審査申請書の提出先

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による審査申請書の提出は、認めない。）。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

8 審査申請書の提出部数等

審査申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1葉

(2) 旧規則第8条の規定により交付された合格証（以下「旧合格証」という。）の写し

(3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合においてその者の属する営業所が県内にあるものにあつては、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面

9 審査手数料及び納付方法

審査手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

10 その他

(1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。

(2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

---

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年4月20日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- |                    |                               |
|--------------------|-------------------------------|
| 1 調達件名及び数量         | 入院患者等寝具類の賃貸借 一式               |
| 2 契約方式             | 一般競争入札                        |
| 3 落札日              | 平成22年2月3日                     |
| 4 落札者の名称及び所在地      | 水野商事株式会社<br>鳥取市吉方町二丁目451      |
| 5 落札金額             | 41,408,290円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日            | 平成21年12月25日                   |
| 7 落札方式             | 最低価格落札方式                      |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局経営課<br>鳥取市江津730    |

-----

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量         | 鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式                     |
| 2 契約方式             | 一般競争入札                                       |
| 3 落札日              | 平成22年3月25日                                   |
| 4 落札者の名称及び所在地      | 住友電工システムソリューション株式会社大阪支社<br>大阪府大阪市西区土佐堀二丁目2-4 |
| 5 落札金額             | 45,150,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）                |
| 6 入札公告日            | 平成22年2月9日                                    |
| 7 落札方式             | 最低価格落札方式                                     |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課<br>鳥取市東町一丁目271                 |